

近代化と民俗の変容

ー熊本の雨乞い習俗をめぐるー

現行の民俗を規定したのはいつか

近世を通じて民俗が形成されるが、特に天保の改革が大きかったのではないか

天災と農村再建 → 大原幽学・二宮尊徳・大蔵永常らの農民思想家

農民の持っていた潜在的な倫理観を顕在化

民俗の形成に大きく影響した

新たな信仰を求める動きもこのような社会不安を背景とする

(1) 阿蘇神社の祭礼の再編成

文献史料から幕末期に祭りが再編された可能性が高い

(2) 県下の水神信仰 (妙見信仰)

水神の神名が変化することが多い → 流行に敏感に反応

(3) 肥後神楽の成立の問題 神楽の成立が幕末から明治初年にかけて

詞章の大幅な入れ替え『古事記』『日本書紀』に沿った詞章に変更されている

近代国家の成立と民俗

近代の民俗に与えた影響は無視出来ない

明治・大正期に関する民俗資料に関して聞き書きによる調査が不可能

新聞資料の検索開始はその一環

昭和50年代で大正期が基準 (文化庁による民俗地図作成事業時の調査要項)

現在では伝承者が大正末期、昭和初期生まれであることに留意

史(資)料による調査が不可欠な時代

民俗学が歴史学の成果を取り入れるようになったひとつの背景

自治体史編纂事業が盛んとなり民俗学と歴史学が同じ場所を調査研究するようになったことも原因のひとつではないかとの指摘 (松崎憲三)

近世と近代の相違

民俗が近世から近代になってどのように変容したのか

(1) 明治23年の阿蘇神社「特殊神事調べ」

仏教的要素を濃く持つ祭りの意図的削除

内容的にはそれ程変化してないが、内務省への届出には記述されていない

(2) 産婆の問題 「トリアゲババ」から「改良産婆」へ

国家的政策による産婆の地位向上と出産という行為に対する国家の関与

(3) 芸能と祭り

○肥後琵琶 盲僧と当道座琵琶法師との関係

肥後の琵琶師が当道座に所属していたことの重要性 → 『肥後の琵琶師』

「くずれ」を保持し、芸名を持つことの意味 [Hugh de Ferranti 2009]

多くの研究者が当道を軽視 → 盲僧としての性格を強調する

2009年 Hugh de Ferranti が “The Last Biwa Singer” で評価

明治36年から筑前琵琶の大流行 → 肥後琵琶の衰退

国民教化の手段としての筑前琵琶 女子教育もしくは家庭教育の手段として

- 軍談・浪花節（美當一調） 国民教化の方法としての大衆芸能
 - 文字の読めない人を対象として語る → 軍人による講演より効果的という判断
 - その対極に位置するとでもいうべき浄瑠璃（操り人形芝居）
 - 浄瑠璃や人形浄瑠璃は近世の代表的娯楽
 - 菊池四丁分座を始めとする一座の活動 → 大正9年段階で、四丁分座以外に菊池津田村の岩坂座・矢部町浜町のしづめ座・天草の赤崎座、の4座が活動していた
 - 志賀直哉を始めとして多くの文人が浪花節を罵倒 → 一般大衆は浪花節を支持
- にわか 大衆の意思表示の手段
 - 祭りや各種の祝祭には「にわか」「手踊り」が必ずといってよい程付随する
 - 権力側の主催する催し「殿様祭り」で奨励されている
 - 明治の天草での徴兵制反対の時も「にわか」が演じられている
 - 体制、反体制にかかわらず、民衆の意思表示の手段（非日常）として「にわか」があったのではないか
 - 芸能は権力が最も規制しやすい分野 国民国家と差別の問題
 - 小屋でやるものではないとされた浪花節の寄席への進出
 - 下層階級の娯楽 → 上流階級が聞いてもおかしくないものへ
 - 女浄瑠璃 → 色物から大衆の人気を背景に劇場に進出
 - 芸人の権力にすりよる体質 → 桃中軒雲右衛門 → 宮崎滔天の雲右衛門批判

自治体史などの編纂事業

熊本県で最初は河内町（現熊本市）から始まり大矢野町（現上天草市）まで
それと文化財指定に関係して阿蘇神社の祭礼

都市祭礼として八代妙見祭

（4）都市祭礼（八代妙見祭・山鹿燈籠祭・大矢野上八幡宮）

妙見祭 → 藤崎宮・川尻神宮との類似性に気付く 祭りへの藩の関与

燈籠祭 → 町衆（有力商人の祭りへの関与）

上八幡宮 → 都市祭礼が都市や港町に顕著という柳田國男の指摘

都市祭礼の形成と展開 城下町経営と祭り → 近代の変容

妙見祭に付随する笠鉦の特徴

大型化したもの（県下に類例を見ない）

囃子を伴わない（川尻は囃子がつく） → 全国的にも類例を見ない

妙見祭が藤崎宮の祭礼を手本に作られたにもかかわらず、笠鉦だけが肥大化した理由
藤崎宮の祭礼が都市祭礼化しなかったのは藩の統制が厳しかったから？

明治以降でも祭りが変化している

笠鉦が出なくなる・獅子も奉納されない年がある

御旅所に一泊していたものが一日の日帰りになる

特に鎮座していた場所が変わって旧来の神幸経路が分からない

しかし、熊本における神社祭礼を問題にする時藤崎宮の持つ意味は大きい

今ひとつ河尻神宮の祭礼も研究すべき

藤崎宮と妙見宮の祭礼を考える上で鍵となる祭礼

笠鉦が出る、これに前述の如く囃子が伴う

あと、北岡神社の祭礼も熊本市の夏祭りとして重要

県下のつくり物（造り物）が出陳される祭り・行事

現在では、地蔵祭り（宇土・宮原など）・八朔（矢部）・風鎮祭（高森）など15ヶ所
上記の祭りについては全国的に研究者が注目して調査が行われている

見落とされているのが天草招魂祭の造り物である
招魂祭で造り物を出していたのは熊本市と天草郡だけである
明治期 それ以外に、さまざまな祭礼・行事などで造り物が出されている
数的に（質的にも？）大規模なものとしては招魂祭と雨乞い
明治・大正期の「にわか」と「造り物」に関しては新聞記事を最近まとめた

県下の雨乞いについて

大正期までは盛んに雨乞いが行われていた 昭和に入ってから少なくなったという
雨乞いの方法

（１）霊験があると信じられている社寺などに参拝、あるいは籠もる

この時、神社の境内で太鼓を叩く

上益城郡益城町 雨乞いをアマガンダテ（雨願立）といい、閻魔堂に籠もる

通常３日間を単位として籠もる → 降雨なければさらに延長する

家族や村落の者が交替しながら終日籠もる

その時の青年達が太鼓を叩く → 村落単位かもっと広い範囲か不明だが叩き方に地域差
が存在していた可能性がある → 詫麻太鼓といった言葉が残っている

天草市五和町 満願の日は神輿を船に乗せて海上を３周する

（２）霊験があるとされる池などに水をもらいに行く

「水迎え」と呼ばれる方法 村の代表者が竹筒を持って水を汲みに行く

帰途水を入れたタカンポ（竹筒）を地面に着けてはならないという決まり

阿蘇市踊山（打越神社）西原村お池さんなど

県外に出ていくこともある

（３）山上で大太鼓、鉦を叩く（神社境内で叩く）

玉東町木葉山山頂の権現様に参拝して大太鼓を叩く

宇土市堂園 山上の薬師堂に鉦を叩きながら登り、一晚籠もる

（４）山上で火を焚く

鹿本郡揺岳 山上で火を焚けば必ず降雨があるとされる

玉名郡長洲町などの沿岸部では浜辺にワラを積み上げて燃やす

（５）牛の造り物を作って町中を練り歩く

人吉地方で認められる

阿蘇・球磨郡では牛の首を川や池に投げ込むという伝承

（６）釣鐘を川などに沈める

八代市宮地 悟真寺の鐘を川に沈める

天草市栖本町 円性寺・利生寺から借りてきた鐘を叩きながら火を焚く

それでも駄目なら川に沈める

南関町小原 鐘淵という池がある

天草市本渡（木戸） 安珍清姫の造り物を海に投げ込む

などといった方法を聞くことができる

雨乞いではないが、毎年大太鼓の皮を張り替え、その時に雨乞い太鼓を叩いて廻る

雨乞いの芸能も多く見られ、太鼓だけでなく踊りもなされていた

岱明町大野下の奴踊り、山鹿市の宗方万行など

近世の雨乞い

（史料 1 参照）

大規模な雨乞いは手永単位で実施

編み笠を被り、三味線・太鼓などの囃子を伴いながら手踊りを奉納

各村から造り物を出す
参加者は浴衣・手拭いなどを新調
御制度之品も使用している＊
きわめてイベントとしての性格を帯びている

＊にわか踊りは女子が男装するのが原則であった。雨乞いに際しては女子が武士の恰好をする決まりがあったと思われる。したがって、大小二本差しの姿になるため武士から刀を借りることが必要であった。(史料2参照)

近代の雨乞い

明治6・16・26・27年、(大正9年)、昭和9年に大旱魃
大規模な雨乞いは各村が連合して実施(旧手永単位)
官民挙げてのイベントとしての性格を帯びている → 莫大な出費を伴う(資料1参照)
鉦、太鼓を鳴らし手踊り → 雨乞い届出には鉦、太鼓を使うことが明記されている
鉦、太鼓使用には造り物を伴っていたと考えられる → 村ごとに決まったものを出す
雨・水などに関連する造り物を牽きながら太鼓を叩く (資料2参照)
八代妙見の笠鉦のひとつ菊慈童も雨乞いの造り物として登場している
雨乞い挙行日は事前に報じられ、各種の露店、見物人が集まる
明治中葉までは近世の方法を踏襲している
ただ、裸体、卑猥と判断された造り物は禁止された可能性が高い
祭礼取締の実態を解明する必要がある → 郷中取締・民費取締役の活動について
16年 飽田郡五丁手永聯合の雨乞い
26年 7月30日玉名郡小田郷48ヶ村、8月1日同郡旧坂下郷
下益城郡南部旧31ヶ村、菊池郡57ヶ町村聯合
27年 宇土郡30余ヶ村、下益城郡河江郷北部町村、玉名郡坂下郷8ヶ村聯合
三味線・太鼓などの囃子を伴いながら手踊りを奉納、男子は上半身裸体 (資料3参照)
踊りは扮装(仮装)するのが原則 → 俄踊り
村単位で造り物を作って牽き廻す
26年 小田郷ではフカ・クジラ・雷など村によって決まった造り物があった
寺田村のものは内部に170余人が入る大きな物であった(具体的形象は不明)
伊倉八幡で実施された雨乞いに参加したが、沿道の民家に甚大なる損害を与える
静かに牽いていくだけでなく、かなり暴れ回るものもあったと思われる
笠鉦を出す村もあった
鹿本郡来民町 数10個の傘鉦を出すのを例とする
参加者は浴衣・手拭いなどを新調、見物する村人も着物を新調
そのため、雨乞いが行われると地元の商店(呉服店)は景気がよくなる (資料4参照)
太鼓を打つことがきわめて名誉とされていた (資料5参照)
太鼓の張り替えに行った所から自村までの道中も叩いて廻る
太鼓は真剣に叩くものであった → 叩き方を巡って喧嘩騒ぎも起こった(資料6参照)
雨乞いに名を借りた青年達の娯楽としての側面も持っていた

大正期の雨乞い

明治時代と基本的には変化はない

造り物を先頭に、三味線、太鼓の囃子に乗って、手踊り（俄踊り）で神社に練り込んで
雨乞い祈願を行う

昭和の雨乞い

方法は伝統的なものが持続している

雨乞い実施の単位が町村となる

町村の農会、大干魃の際は郡農会が主催者のなかに入ってくる

神社に集合して、雨乞い祈願を実施後境内で雨乞い太鼓を叩く

太鼓を叩いて廻るのが町内に限定される

造り物に関する記事が出なくなる

ただし、球磨郡では造り物を牽き廻す習俗が残る

（資料7参照）

この雨乞い習俗の変化を見ると

（1）明治以降、神社祭祀に伴う奉納行事中から裸体、及び猥雑卑猥な動作を禁止

そのような行為が「敬神」の精神にそぐわないとの理由による

資料2の布達でも

「老幼ハ丹誠ヲ凝シ神社へ参詣等ノ外、従来ノ習慣ヲ一洗シ、賤陋野蠻ノ訾笑ヲ免レ候様」とあり、神社へ参拝する以外の行為を否定的にとらえている

これが雨乞いだけにとどまらなかったことは明治9年の阿蘇神社の田実神事に関する記事からもうかがえる

（資料8参照）

この段階では造り物は出されているが、少女の手踊りは敬神の趣旨に合わないとの理由で中止されている

神社、寺院と直接関係ない芸能にまで及ぶ

八代市植柳の盆踊り、山鹿市宗方の雨乞い踊り（宗方万行）など

植柳の盆踊りは「にわか」踊りとしての要素を持つものかも知れない

（資料9参照）

「にわか」は本来盆に演じられていたという伝承が存在

盆踊りは踊り念仏、念仏踊りの系統とされる → 植柳盆踊りは顔を隠して踊る

人が演じているのははっきりしてるが、それを神、祖霊、あるいは人間以外の存在として認めるという理解があったのではないのか

明治10年の戦争以後、「にわか」が招魂祭に演じられるようになったことは「にわか」が死者と何らかのつながりを持った芸能であったことを示唆する

神社の祭礼から手踊りや造り物が消えていく理由のひとつは「敬神」という基準

明治・大正期には雨乞い以外に、寺社の祭礼、官庁・学校等の落成式、公官庁・軍主催の行事（招魂祭・凱旋祝賀会）、地蔵祭り、夏祭り、八朔祭り、風鎮祭などさまざまな場面で造り物が作られてきた

寺社の祭礼 造り物は境内に飾られる訳ではない

地蔵祭り 町内の行事であって、寺院が直接関与する行事ではない

熊本市内の地蔵祭りから造り物が消えたのは嗜好が変化したことを考慮すべきかも知れない → 娯楽の多様化

雨乞いは造り物も手踊りも直接神社境内に練り込む → それから町内を練り廻る

理由 神を勇ませるため → これが敬神の趣旨にそぐわないと判断された

これが雨乞いから造り物が消えていく理由のひとつ

近世でも華美な造り物や衣裳は禁止 百姓の身分に相応しくないという理由

近代になると敬神の趣旨に反するという理由

昭和になるとひたすら神社に籠もって祈願する (資料 10 参照)

但し、降雨の後、お礼参りとして手踊りを神社に奉納することは持続
太鼓が継続したのは、太鼓を震動させることにより降雨が期待されたから
しかし、すべての神社祭祀から造り物が消えた訳ではない

八朔祭り・夏祭り・風鎮祭といった神社の祭礼には造り物が作られ続ける
風鎮祭は高森阿蘇神社での神事と節刀渡の行事は別個に行われている

八朔祭りは宝暦 7 年 (1757) に、藩が矢部手永の庄屋に命じて豊作祈願を行わせたこと
から始まったとされる (「男成神社文書」) → これが八朔祭りかどうか不明

高森風鎮祭と同じような「目さまし」が行われ、類似する行事が見られる

毎年定期的に造り物が出陳されていたのはいずれも地域における政治経済の中心地

このことは地蔵祭りに顕著に現れている

熊本市 (古町と迎町が中心で、新町の一部でも作られていた)・大津・木山・御船・宇
土・砥用・浜町・吉田新町・馬見原・宮原町

熊本市内はいずれも町人町において行われていた

阿蘇は南郷谷のみ造り物を伴う (鎮火祭としての性格)

その他の地域の地蔵祭りに造り物が並べられることはない

大正時代にこれらを観光資源として活用しようとする動きが活発化する

妙見祭 大正 11 年に塩屋八幡へのお下り開始 町中を縦断するコースを設定

八代町の強い要望により実現した → 町の振興策であった

八代神社 (旧妙見宮) の祭りから八代の妙見祭へ*

明治 31 年「県下大祭の一」44 年「九州にて昔より有名」という表現

それが「九州三大祭りの一つ」といううたい文句に変化 (大正 7 年)

宇土地蔵祭り 各商店の出陳から、町内・戸毎の出陳へ

飛躍的に造り物の数が増加 大正 8 年に 250、昭和 10 年までは 200 程度出陳

それ以前は 60～80 程度であったと思われる

技術も向上する → コンクールを行い、町は補助金を出す

コンクールは各地の地蔵祭りでも行われるようになり、それに伴って造り物の数も増加
する → 天草招魂祭でも実施される

旧城下の商人中心の祭りから宇土町全体の祭りとなる

川尻の精霊送り・山鹿の燈籠祭とならぶ「肥後三大夏祭りの一つ」(大正 11 年)

風鎮祭 高森阿蘇神社の祭り → 南郷 5ヶ町村の年に 1 度のお祭り騒ぎの行事

「肥後三大馬鹿騒ぎの一つ」といううたい文句 (大正 14 年からか?)

他の 2 つが何であるか不明

高森もコンクールを実施 → 一等賞を予想する投票も行う (大正 4 年から)

町内で 2 円の買い物で投票用紙を貰える → 大正 10 年 3573 人、12 年 1 万を越える

多くの見物客を集める試みがなされている

燈籠祭 有力商人が大宮神社に奉納するものであった

各商人がそれぞれ製作技術を継承し、その技術は門外不出 → 町内単位での奉納

有力商人の没落 → かつて熊本市に匹敵するといわれた地位が大きく揺らいだ

各町内が奉納することによって山鹿町の行事としての性格を一層強める**

さらに大正 3 年から 11 年まで講習会を開催して技術普及と後継者育成を図る

行事内容そのものはそれほど変化してないが、祭りの性格は大きく変化

それが大正期にはっきりとしてきた → 社会経済構造の変化と対応

なお、燈籠祭は旧暦 7 月に実施されていたと思われる。明治維新後新暦 8 月に実施

盆行事は新暦 7 月に執行 → 明治 43 年に盆を新暦 8 月に改めた

その結果、両者が同日に行われ、燈籠祭が盆に関係する行事という印象を与える

* 但し、城下全体の祭のなかに妙見祭を位置づけることは近世段階から行われていた町衆が祭りの運営を担うことにより都市祭礼としての性格を強めていった[安田 2008] 妙見祭が藤崎八幡宮の祭礼を手本にしながらより華やかな笠鉾を造り出した背景に町衆の意向が強く働いたと思われる

なお、9基の笠鉾（菊慈童・猩々・恵比須など）の題材は中国趣味の反映とされるが雨乞いの造り物にもこれらが登場していることは注意すべきであろう

** 本来は金剛乗寺に奉納していたものを町の振興策の一環として大宮神社に奉納するようになったとの説がある (資料 11 参照)

ただ、その年が延徳3年(1491)というのは怪しい

しかし、奉納していたのが本来金剛乗寺であったという点は事実と考えられる

神社に造り物を奉納することは別段珍しいことではないが、多くは神社境内に飾られるものであって、神官がお祓いをして造り物を受け取り、展示するということとは異例である

史料 1

横手手永より雨乞二付、鐘巻之作り物等如例町内罷通申管候條、口論ヶ間敷儀等無之様可相達段、新式丁目・同三丁目・職人町・細工町・西古町え及達候、毎鐘巻出候節ハ右之趣申付候事

在中雨乞之節、町家之者共、鐘・太鼓を打候者ニ差加り候様子ニ相聞、不埒之事候條、以来屹ト右之躰之儀等不致様、町中え及達候事

右天明元年六月日帳 1781

[藩法研究会 1966 : 865]

雨乞一件二付、御惣庄屋へ御達、此中ニ有るル。

横手々永

久末村

右者幕様之物ニ而舟之躰ニ造り、女子供を途中其中ニ入、編笠ヲ冠り、手踊仕組、三味線ニ而囃シ申候由ニ而、帯等得斗難見定御座候得共、手貫いたし浴衣等着用仕、一体之仕組得躰帯等ハ御制度之品をも相用為申、少シ目ニ立候由ニ御座候。

〈略〉

右横手々永之儀ハ、白川より北在之内九ヶ村罷出、白川南在ハ一向罷出候村方無御座候。

〈略〉

右横手・銭塘両手永、私共兩人罷出見聞仕候処等、右書を以申上候通ニ御座候、已上。

辰(天保三年) 1832 八月

小山 龍吉

古閑才右衛門

右者飽田・託摩、去ル朔日於雨宮雨乞御祈禱之節、村々ともニ多ク者華美之出立、其内ニ者武器を始、重キ御制度之品を犯、且三味線を加囃立、新板之唄踊をいたし、又者手組候造り物等いたし、其外村々見物人等ニ至迄衣服等犯制之者多、御百姓之風俗取失、重畳不都合之躰ニ為有御座由、〈略〉

[熊本市 1998 : 629]

御内意覚

当夏村々雨乞之節、御制度之品且武器類相用、格別目立候村々見聞之趣者別紙書付を以申上候通ニ御座候、然処、武器類ハ勿論御制度之品小前小前江容易ニ所持可仕様茂無御座、多ク者寺社御家人其外手寄を以御家中又者御支配違之面々等より借請相用候様子ニ相聞申

候間、向後雨乞之節右躰之品堅相用不申様、将又武器并御制度之品等者たとひ如何様申談候共、決而借渡不申様、万一此已後心得違之族有之、被禁置候品相用候分者、自他物之無差別御取揚被仰付候間、再犯者相当之御咎可被仰付段及御達、〈略〉雨乞一件御取締筋ニ付而者、追々御委細御達之趣茂有之、御百姓ニ不似合真似杯いたし候儀ハ、不都合之次第ニ御座候得共、諸御郡雨乞両三度ニおよび申候得ハ、愚妹之下方若ものなど不不劣との張氣ニ而、心得違之村方茂有之儀と相考申候、如何ニ心配仕候迪茂貸人無之候得ハ、武器など持出可申様無御座事ニ付右之通一統嚴重ニ被仰付置候ハ、自然と取〇り可申と存候、此段私共見込之趣不閣書付を以御内意申上候、御取捨宜被仰付可被下候、以上。

天保十年九月 1839

玉名横目役共
玉名御郡代衆中

[玉名市 1993 : 629]

史料 2

安巳橋新規橋懸直し見物の事。御家中の婦人、男子の出立ちにて色々の形粧いたし、橋杭洞築きの加勢、俄おどりの様にて見物も夥く候事。 [吉村 2007]

資料 1

明治 16 年 8 月 21 日 『紫溟新報』

○聯合雨乞 一昨十九日に飽田郡旧五丁郷の各村落が聯合大雨乞を催ほし同郡^{よもぎ}四方寄村字御馬下に集合し数十個の太鼓を打鳴らし山岳も崩れて奈落の底に陥るかと思ばかりの有様にて各村の吏員を始め人民総代は東走西奔して別段の周旋ありしより村民等も大に競ひ立ち俄踊りを為しあれば種々の作物を担ぎ行くあり男は女の姿となり女は男の形ちと変じ実に抱腹絶倒に堪へざることゝもなりしが該人民は聊かも之を恥とせず殊更に当市中へ迂廻して往復し其行装をこれ見よがしに鼻ヒコツカセ練り行し村々もあり□□然□に当日は東風も和ぎて時々バラバラと降雨なし居たるにぞ是こそ雨乞の験ならめと愚妹の村民は囁々^{しやべり}と冗言立つれどこれを雨乞の験しと何事ぞ東風の後には必ず雨になるといふことは三尺の童子と雖も能く之を知るまして其日は早朝より充分の雨気を催ほし居たるに斯る大雩をなすとハさても無用の挙行なりと少し物の理を知れる老人は語り合へりされど彼の雨乞は東風の前に於て協議を決し十九日に挙行するよし約束なし居たるにより止むを得ず雨気の催しあるにも係らず実施せしものなるべし併し雩^{もくろみ}などの計較ハ野蛮の風習を免がれざるものゝ如く思はるゝなり大坂府下などの雨乞も本県の如き体裁のものにやいかゞならん

明治 16 年 8 月 22 日 『紫溟新報』

○降雨の報賽 前号に記せし如く去十九日飽田郡四方寄なる御馬下に於て旧五丁郷各村落の聯合の大雩を執行せしに東風の験と合併にて降雨ありしにより昨日ハ其報賽の為め各村の人民は俄踊及び作り物など催ほして御馬下神社に参詣したる由なるが皆な其日の衣類に至まで新調せしに付若干宛の入費を要したれば何卒跡腹のせかねばよいがとの話し但し鬱憤「否」報賽の為とはさもあるまじといふ

資料 2

(明治 6 年の雨乞いに関する記述)

△猩々太鼓(横手村) △山伏鐘祈 太鼓(御寺領村) △菊慈童(筒口村) △紅葉狩 太鼓(戸坂村) △春日龍神 太鼓(春日村) △社司二人太刀持傘持乗馬一匹馳(久末村) △火王 雷神馬上馳(阿弥陀寺村) △小野道風 太鼓(田崎村) △芳野静 太鼓(八島村) △水王人形 太鼓(宮寺村) △珠逐ひ龍 僧都馬上馳(古町村) △雨乞小町 太鼓 大菁(大

きな町巾一パイ、新土河原村) △清姫 但鐘ひき音頭子供五十人 鐘高サ二間 大きき町巾だけ(田崎村) △菊尾花 太鼓 山伏六百人余 僧平貫臈院但人形俗にいふ低鼻院(権藤村) △牛蒡 太鼓 頼光大江山帰陣鬼首(島村) △浪走兎 太鼓 天拝山神楽舞雷神(島新村) △月に薄 太鼓 稲田姫(荒尾村) △宝珠 海女の珠とり 太鼓(十三村) △雨乞小町 太鼓(土河原町) △小野東風 太鼓 雷神馬上(今村) △珠 風王 太鼓(苜草村) △興竜神 太鼓(池畑村) △芦蟹 大亀、巾町巾、長五間(椎田…上中下…村) △牡丹蝶龍虎(上白石村上大久保村妙実村) △石鳥居 熊野権現額文 熊野尼大団扇(大保村) △三宝 神酒徳利麦藁細工 奴振(渋江村) △唄船 太鼓(白石村) △稲田姫(村名不詳) △弓削道鏡 太鼓(浜口村) △珊瑚珠大鯨魚尽し(畠口村) △傘行列(正保村)

[岡崎 1952 : 278-9]

資料 3

布達第四百四拾号 五月五日(明治7年 1874)

区々

戸長へ

管下従来ノ風習ニテ盛夏ノ頃雨乞ト唱へ、老弱男女各村隊ヲナシ鐘鼓ヲ鳴し、裸体横行、異状猥褻、醜態見ルヘカラサルアリ。抑雨乞ニ限ラス、諸志願共神祇ニ祈り応護ヲ求ルハ可然事ナレ共、右等弊習ノ如キハ却テ神祇ヲ汚シ無謂コトニ候条、自今雨乞等ノ節ハ壮者ハカヲ溝渠ニ尽シ水理ヲ流通シ、老幼ハ丹誠ヲ凝シ神社ヘ参詣等ノ外、従来ノ習慣ヲ一洗シ、賤陋野蛮ノ訾笑ヲ免レ候様、各区戸長篤クト注意シ、懇々説諭可致、此旨布達候事

資料 4

明治26年7月30日 『九州日日新聞』

●雨乞の影響 県下至る所雨乞あらざるなく就中菊池郡の如き頗る盛にして隈府町の呉服反物屋は已に雨乞用の諸衣類払底を告げ熊本、大津、山鹿地方に向けて原品仕入れに出掛けたる程なりと

明治26年8月6日 『九州日日新聞』

●松橋通信 (略) ◎賑合 卅一ヶ村聯合雨乞の為め当町各商店は大賑合にて特に雨乞用の網笠、麦藁帽子、手拭等は非常の売れ方にて為めに品払底を告げたり

資料 5

明治22年7月12日 『熊本新聞』

○太鼓張替 例年各郡村早魃の時には雨請と称して太鼓を打ちならし若者共寄り集りて楽しみしことは習慣にて当年も例の通り各村の若者共太鼓張替に着手したり

明治23年7月25日 『熊本新聞』

○鑿々 村々の若い衆たちが最大の名誉とする処ろは雨乞ひの大太鼓を打つことにて場所場中にて「マクル」なら死んでもよろしと言ひし程なるが今年あたりは太鼓の張替へ多く春竹村に買出へ行くもあり既に張りて帰へるもあり太鼓を叩きながら市中をねりゆくもの毎日絶えることなし

明治25年7月24日 『熊本新聞』

○太鼓打廻る 飽田郡柿原村受同は昨日託麻郡春竹村にて張り替を頼みし太鼓を受取り之を打鳴らし明十橋端を通行せしがさながら雨乞のように思はれて物珍らしく見物人山の如し

資料 6

明治 26 年 8 月 6 日 『熊本新聞』

●雨乞ひに血の雨降らず 雨乞の効能にて天血の雨を降らず〈略〉一昨日の事飽田郡釜尾村に於て池田、岩立、永迫外数村聯合して大雨乞ひを催せしに〈略〉お礼旁々近村を打廻らんと太鼓数個を引き聯ね出京町に遣て来る途中岩立の雨乞連と永迫の雨乞連との間に太鼓の打ち様が悪とか善ひとか些細な事より一場の紛擾を惹起せしも幸に仲裁者ありて無事に元の鞘におさまりしが岩立の雨乞連等ハ其の時少しヒケを取りしを無念に思ひ復讐を企て太鼓よりも先きに進み行きて或る町家に匿れ居り永迫の雨乞連が来るのをまち受け数十名屋根に押し瓦を取りて群る永迫勢見掛けて雨の降る如く散々に投げれば永迫勢〈略〉太鼓の撥を両手に無二無三に屋根を見掛けてよじ上る〈略〉暫時は両軍意気をも付かず戦ひけるが忽ち四五名の手負を生じ石の雨に混りて血の雨が降りにける〈略〉此の有様を見たる同町の消防夫並に他村の雨乞連は局外中立で見て居る訳には行かざれば両軍の間に立ち入りて仲裁を試みヤットの事に軍を撤せしとの事〈略〉

資料 7

昭和 9 年 7 月 19 日 『九州新聞』

〈略〉こって牛のつくり物がはね廻って行く後から墨を塗りたくった若い衆、しわだらけの面を白粉で塗りつぶした老婆、浴衣がけの老爺、セーラー姿の村娘が三味で囃す六調子に連れて踊り狂ふのである〈略〉

資料 8

明治 9 年 10 月 9 日 『熊本新聞』

○本月二日阿蘇神社小祭田実神事なりしが〈略〉終りて還幸町内よりハ飾り山を馬場筋へ引来る又町内所々の店口にハ忠臣蔵十二段の見立細工中にも両国橋杯ハ大仕掛にて殊の外能く出来おり飾り山にハ従来三味太鼓のはやしに小女の手踊り杯も有しが本年ハ敬神の五趣意を奉じ是等ハ止めおりとの事〈略〉

資料 9

昭和 9 年 7 月 11 日 『九州新聞』

(植柳盆踊り) 村の若い衆は言ふに及ばず老幼男女、それに近郷の人達さえ交り、男は女に女は男に巧に変装し、或は古来の伝統に従ふ黒頭巾白装束をなし、喉自慢の音頭取りの盆踊り歌に合せ〈略〉その個々なる踊りの主にはエロありグロありその黒き影の連鎖は農村植柳が有つ情緒豊かな郷土芸術である〈略〉

資料 10

昭和 9 年 7 月 11 日 『九州日日新聞』

隈府の雨乞祭

熊本県菊池郡別格官幣社菊池神社では九、十の両日雨乞ひ祈願の祭典を執行し〈略〉全町民各村長氏子代表諸氏は両日に亘り早朝より夜にかけて参拝雨乞ひの祈願をこめた

住吉神社の雨乞ひ

熊本県宇土郡網津村鎮座県社住吉神社では旱天に苦悩する農民の為に八日より十日まで二夜三日雨乞ひ大祈禱祭を古式古儀に因て厳修満願には村内及び付近より多数の参拝があった

昭和 15 年 8 月 4 日 『九州新聞』

水稻枯死状態に 村民の雨乞ひ 鎮守様へ一同熟願

球磨郡須恵村では旱魃で水田に亀裂を生じ水稻枯死状態にある故二十一日午前十時村総動員で大雨乞ひ祭を執行守永村長村民男女千余名平山水源野々水神社へ参列斎主尾方□□の神事おごそかに執行村民心から雨乞ひを願った

昭和 15 年 8 月 6 日 『九州新聞』

町有志打揃ひ 佐敷神社で執行 稲作不良に苦慮

佐敷町にては田植え順調に終了したがその後の旱天と害虫発生のため稲作不良に陥り寒心すべき状態を呈してゐるので八月二日午前十一時より佐敷神社に於て雨乞祈願をなし篠原町長（略）古式厳かなる祈願祭執行された

昭和 19 年 7 月 21 日 『熊本日日新聞』

祈雨祭執行 熊本県菊池郡北部神祇会及び北部町村農会協同主催のもとに二十日午前十時より隈府町菊池神社に於て祈雨祭を執行、官民多数参列のもと盛大厳粛に行はれた

資料 11

大正 7 年 8 月 16 日 『九州新聞』

□山鹿燈籠由来

八月十六日には例年鹿本郡山鹿町の燈籠祭なるが抑も紙燈籠祭の原因は文明十八年乙巳九月十五日同町金剛乗寺宥明法印登天の後宥恵法印住職となる。翌十八年先師宥明僧都供養の爲めに宥恵法印末寺の僧徒を集会して一派の大徳を講じ四月十五日より七月十五日迄夏期九十日間の大法会を修せらるる依之山鹿各町大に随喜し組頭中度々集会して宥明法印の報恩の爲め其頃紙細工に有名なる山口兵衛と云ふ人を頼み四月より七月迄数百の紙燈籠を拵へ七月十五日の夜町中より宥明僧都の尊像前に献燈す。是全く当所紙燈籠の源初也。夫より毎年七月十五日の夜定例として紙燈籠を献ず、然るに延徳三年辛亥年同寺檀家大宮の社司大宮加賀守同町組頭中引連れ同寺に至り宥明尊前紙燈籠献燈相済し上明十六日の夜町中賑合の爲め大宮神社へ移し、献燈致し度旨を乞ひけるに宥恵法印然るべしと承諾有ければ加賀守を始め何れも難有喜悦して退出す。依て其年七月十五日の夜宥明僧都の尊前に献燈して翌十六日の夜大宮神社へ移燈し夫れより遂に定例となる、是大宮神社へ紙燈籠を献ずるの始め也。如斯縁起事実明確なるも世換り星移りて同寺は次第に衰頹するに随ひ人心も亦随て、相換り遂に其の本を忘れて唯末のみに走り何日となく大宮のみ献燈することとはなりぬ、今日温泉安穩にして幾千百の人民幸福を享くこと全く宥明法印の修法力に依らざればなし然るを其功勞を名のみ称して□報の実無きは誠に悲嘆に堪へざる処也（山鹿銀杏生投）

岡崎鴻吉編 1952 『熊本御城下の町人一古町むかし話一』日本談義社

藩法研究会 1966 『藩法集 7 熊本藩』創文社

玉名市 1993 『玉名市史 資料編 5 古文書』

熊本市 1998 『新熊本市史 史料編近世Ⅲ』

吉村豊雄 2007 『幕末武家の時代相 下』清文堂

2010 年 3 月 13 日（土）文法棟教室で行った最終講義のレジюмеである。